

○和光市緑の保護および緑化推進に関する条例

昭和49年3月25日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、市内の良好な自然環境を保護育成するため、樹木（樹木の集団を含む。以下同じ。）の保存、植樹、草花の植栽等を積極的に行い、市内の緑の保護および緑化を推進し、もつて市民の健康で快適な生活環境を維持促進することを目的とする。

(市長等の責務)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて市内の緑の保護と緑化に努め、市民の良好な生活環境の保全育成に努めなければならない。

2 市長は、前項の緑の保護および緑化のため、緑化計画を策定しなければならない。

3 市民は、市が実施する緑の保護および緑化推進に関する施策に協力するとともに、みずからの居住地等の自然環境の保護と緑化に努めるものとする。

4 市内に建築物等の施設を新たに建設しまたは現に管理する国、公共団体および事業者その他の施設建設者または施設管理者（以下「施設管理者等」という。）は、その事業活動等により自然環境をそこなうことのないように努めるとともに、良好な自然環境を保護育成するため、樹木の保存、植樹および草花の植栽等を行い、市内の緑の保護と緑化推進に関し積極的に市に協力しなければならない。

(樹木の保存および植樹等の助言ならびに啓発)

第3条 市長は、樹木の保存、植樹および草花の植栽等の緑の保護および緑化に関する技術的な助言その他の援助に努めるとともに、あらゆる機会を通じて市民の緑の保護と緑化について意識の向上および思想の普及に努めなければならない。

(勧告)

第4条 市長は、施設管理者等に対し、第1条の目的を達成するため必要な措置を取るべきことを勧告することができる。

(保全地区等の指定および保存義務)

第5条 市長は、市規則で定める基準に該当する樹木で、特に自然環境の保護、美観および風致を維持するため必要があると認める地区、または樹木を、所有者または管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、保全地区、または保存樹木（以下「保全地区等」という。）として指定することができる。

2 前項の規定により指定を受けた樹木の所有者等は、保存樹木の枯死または損傷を防止するとともに、その育成に努めなければならない。

3 何人も保全地区等が大切に保存されるよう努めなければならない。

4 第1項、第3項および第4項に定めるもののほか、保全地区等の指定解除その他保全地区等について必要な事項は、市規則で定める。

(伐採等の届出等)

第6条 所有者等が保存樹木を伐採しようとするときは、市長にその旨を届け出なければならない。

2 所有者等は保存樹木が、滅失または枯死したときすみやかに、他の譲渡しようとするときはあらかじめ市長に届け出なければならない。

(公共用地の緑化)

第7条 市長は、道路、公園、学校、保育園その他公共用地の緑化に努めなければならない。

(緑と花の運動)

第8条 市長は、緑豊かなまちづくりのため、市民および施設管理者等とともに緑と花の運動（以下「運動」という。）を積極的に行うものとする。

2 市長は、前項の運動を実施するため期間を定め、各種事業を行うものとする。

(緑化推進委員)

第9条 市長は、樹木の保存、植樹および草花の植栽等緑の保護および緑化運動の推進を図るため、各種団体の協力を求めるほか、この運動に積極的な意見を有する市民の中から緑化推進委員を委嘱することができる。

(助成)

第10条 市長は、保全地区等の保存育成に関し、予算の定めるところにより必要な助成をすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。